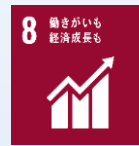


令和3年度

鳥取県働きやすい職場づくり

活動支援補助金



基盤づくり支援型

補助限度額：50万円

補助率：2分の1

働きやすい職場づくり・生産性向上(働き方改革)のための基盤づくりを支援

- ・従業員へのアンケートなどで、職場のモチベーションの現状を分析したい
- ・社外から専門家を招へいし、職場改善の指導・助言を受けたい
- ・社内で働きやすい職場づくりにむけた研修を実施したい・社外の研修に参加したい など

育児・介護休業取得支援型

補助限度額：30万円

補助率：3分の2

従業員の育児・介護休業等取得を機とした業務分担や人員配置など社内体制の見直し並びに生産性向上と新たな従業員の正規雇用の取組みを支援

- ・事業所内で従業員が育児・介護休業等を取得する計画がある
- ・従業員の育児・介護休業等取得を機に、業務分担や人員配置など社内体制を見直し、生産性を向上しようとしている
- ・新たに従業員を正規雇用（非正規から正規の雇用転換も含む）する

全ての要件を満たす必要があります

体制整備型

補助限度額：30万円

補助率：3分の2

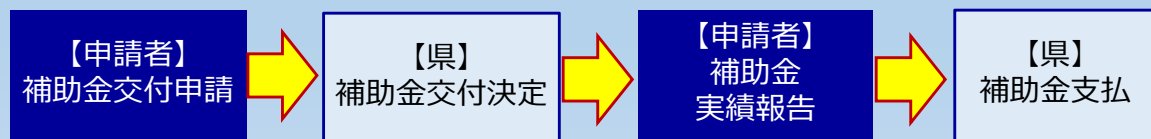
複業人材（副業・兼業を含む）の活用を機に、業務分担や人員配置など社内体制を見直し、生産性を向上しようとする取組を支援

- ・事業所内で、県内外の他の事業所の複業人材を雇用（又は業務委託）し、活用する計画がある
- ・複業人材の活用を機に、業務分担や社内体制の見直しを図るとともに、生産性を向上しようとしている。

全ての要件を満たす必要があります

※上記すべての補助メニューについて、事業計画策定に当たり、外部の専門家（社会保険労務士、中小企業診断士等）又は商工団体、金融機関等の支援を受けていることが必要です

【事業の流れ】



※交付決定前に実施した事業に係る経費は補助対象外
 ※事業実施が複数年度に渡る場合のみ、進捗状況報告提出が必要
 ※補助金は事業完了後の精算払

詳しくは裏面をご覧ください⇒⇒

【問合せ・申請先】 鳥取県 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター
 〒680-8570 鳥取市東町1-220 フリーダイヤル：0120-833-877
 電話：0857-26-7662 ファクシミリ：0857-26-8169
 電子メール：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp
 URL：https://www.pref.tottori.lg.jp/290212.htm



【事業概要】

詳細は、ホームページに掲載している補助金交付要綱・募集要領で御確認ください。



基盤づくり支援型

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 県内に事務所を有する中小企業者 県内中小企業者が3分の2以上である県内中小企業者グループ 		
対象事業	<p>働きやすい職場づくり・生産性向上（働き方改革）のための基盤づくりに資する次のいずれかの事業（複数の組合せ可）</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状分析を行う事業 社外から専門家を招へいし、指導・助言を受ける事業 社内・社外での研修を実施する・参加する事業 働き方改革に資する試行的、導入的な取組を行う事業 		
対象経費	<p>上の対象事業に関する（1）から（4）のいずれかに該当する経費</p> <p>（1）現状分析（従業員アンケート調査・分析）に係る経費（謝金、委託料）</p> <p>（2）社外専門家の指導・助言に係る経費（専門家謝金、専門家旅費）</p> <p>（3）社内外研修に係る経費（研修受講費、研修旅費）</p> <p>（4）その他、働き方改革に資する試行的、導入的な取組に係る経費又は事業の実施に係る事務経費（資料購入費、消耗品費（5万円未満）、通信運搬費、使用料賃借料）</p>		
補助金額	限度額 50万円、補助率 2分の1	実施期間	6月以上12月以内

育児・介護休業取得支援型

対象者	<p>従業員が育児・介護休業等を取得しようとする計画を持つ、県内に事務所を有する中小企業者</p>		
対象事業	<p>次のいずれの項目をどちらも満たす事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員の育児・介護休業等取得を機に、業務分担や人員配置など社内体制を見直し、生産性を向上しようとする事業 新たに従業員を正規雇用する事業（非正規から正規への転換も含む／1社あたり1名分に限る） <p>※育児・介護休業等とは、育児休業、育児休暇、介護休業、介護休暇、育児短時間勤務、介護短時間勤務をいいます（育児・介護休業法）。</p>		
対象経費	<p>新たに正規雇用する従業員1名に関する（1）（2）のいずれかに該当する経費</p> <p>（1）社外講師の謝金・旅費、社外研修への参加費等の教育に関する経費（専門家謝金、専門家旅費、研修受講費、研修旅費、使用料賃借料、資料購入費、印刷製本費）</p> <p>（2）パソコン、ソフトウェア、机、椅子、ロッカー、制服等の備品の調達に関する経費（備品購入費、消耗品費、雑役務費、使用料賃借料）</p>		
補助金額	限度額 30万円、補助率 3分の2	実施期間	12月以内

体制整備型

対象者	<p>複業人材（副業・兼業を含む）を活用する計画を持つ、県内に事務所を有する中小企業者</p>		
対象事業	<p>複業人材の活用を機に、業務分担や人員配置など社内体制を見直し、生産性を向上しようとする事業</p>		
対象経費	<p>複業人材に関する（1）（2）のいずれかに該当する経費</p> <p>（1）社外講師の謝金・旅費、社外研修への参加費等の教育に関する経費（専門家謝金、専門家旅費、研修受講費、研修旅費、使用料賃借料、資料購入費、印刷製本費）</p> <p>（2）パソコン、パソコン周辺機器（複業人材がネットワーク会議参加するための機器等）、ソフトウェア、机、椅子、ロッカー、制服等の備品の調達に関する経費（備品購入費、消耗品費、雑役務費、使用料賃借料）</p>		
補助金額	限度額 30万円、補助率 3分の2	実施期間	12月以内